

藤沢市第0922号
令和8年1月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)
地域名 (地域内農業集落名)	六会地区(石川) (石川)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月22日、8月27日、令和7年11月7日 (第1~3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、担い手不足の深刻化に伴い、農地として活用しきれていない現状もあり、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が必要である。
水田についても農家の高齢化等、課題があるため、地域として水田を維持していく検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田を維持していくため、現状の耕作者が引き続き担うことを基本とし、農地の活用方法を検討していく。
- ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や法人、新規就農者に担い手への農地集積を段階的に進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業者や法人、新規就農者に担い手への農地集積を段階的に進める。新規就農者については、耕作放棄してしまう事例もあるため、営農意欲の高さや栽培技術の高さも求められる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構が機能していくのか不安を抱いている方も多いため、制度周知をしながら、集積集約に向けて活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

効率的な農作業ができるよう農地の改善等、課題も多いため、担い手のニーズを踏まえ、必要な整備を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市やJAと連携し、経営体の確保育成に努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】